

(1) 姫路市パートナーシップ宣誓制度の概要（案）

1 制度の概要

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、双方又はいずれか一方が性的マイノリティである2人が、パートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、宣誓書を提出した場合、市が対象者の要件を満たしていることを確認のうえ、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付します。

この制度は、婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、多様な性のあり方が尊重され、誰もが自分らしい生き方ができる地域社会の実現を目指しています。

2 宣誓を行うことができる者

双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、以下のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) いずれか一方が姫路市内に住所を有していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする方以外の方とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 宣誓をしようとする方同士で他自治体の宣誓が継続していないこと。
- (6) 宣誓をしようとする方同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）でないこと。

3 必要な書類

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 独身であることを証明する書類（戸籍全部事項証明書等）
- (3) 本人確認ができる書類（マイナンバーカード、旅券、運転免許証、在留カード等）

4 通称名の使用

特に理由があると認められる場合は、通称名を社会生活上通用していることが分かる書類（社員証等）を提出していただければ通称名の使用が可能です。

5 交付書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証カード

6 受領証の返還

以下のいずれかに該当するときは、受領証等を返還していただきます。

- (1) パートナーシップの関係が解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 宣誓書を提出した時点において要件に該当していないことが分かったとき。

7 その他

市は、市民や事業者がパートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分に理解し、パートナーシップにある2人が社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応が行われるよう、必要な周知啓発に努めます。